

障害福祉サービス費等の報酬算定構造

平成23年6月から



… 新規追加

目次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	3
行動援護サービス費	5
療養介護サービス費	7
生活介護サービス費	9
児童デイサービス費	11
短期入所サービス費	13
重度障害者等包括支援サービス費	15
共同生活介護サービス費	17
施設入所支援サービス費	19
機能訓練サービス費	21
生活訓練サービス費	23
宿泊型自立訓練サービス費	25
就労移行支援サービス費	27
就労移行支援（養成）サービス費	29
就労継続支援A型サービス費	31
就労継続支援B型サービス費	33
共同生活援助サービス費	35
サービス利用計画作成費	37
旧身体障害者入所更生施設支援費	39
旧身体障害者通所更生施設支援費	41
旧身体障害者入所療護施設支援費	43
旧身体障害者通所療護施設支援費	45
旧身体障害者入所授産施設支援費	47
旧身体障害者通所授産施設支援費	49
旧知的障害者入所更生施設支援費	51
旧知的障害者通所更生施設支援費	53
旧知的障害者入所授産施設支援費	55
旧知的障害者通所授産施設支援費	57
旧知的障害者通勤寮支援費	59
知的障害児施設給付費	61
第一種自閉症児施設給付費	63
第二種自閉症児施設給付費	65
知的障害児通園施設給付費	67
盲児施設給付費	69
ろうあ児施設給付費	71
難聴幼児通園施設給付費	73
肢体不自由児施設（入所）給付費	75
肢体不自由児施設（通所）給付費	77
肢体不自由児療護施設給付費	79
肢体不自由児通園施設給付費	81
指定医療機関（肢体不自由児）給付費	83
重症心身障害児施設給付費	85
指定医療機関（重症心身障害児）給付費	87

○居宅介護サービス費

基本部分		注 3級ヘルパー等により行われる場合	注 重度訪問介護研修修了者による場合	注 2人の居宅介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (254単位)	×70/100	1時間未満(183単位) 1時間以上1時間30分未満(274単位) 1時間30分以上2時間未満(365単位)					1回につき100単位を加算	
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)								
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (584単位)								
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (667単位)								
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位)								
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位)								
	(7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83単位)								
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (254単位)	×70/100	2時間以上2時間30分未満(456単位) 2時間30分以上3時間未満(547単位) ※3時間以上(630単位に30分を増すごとに+83単位)	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算	
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)								
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (584単位)								
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (667単位)								
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位)								
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位)								
	(7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83単位)								
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (105単位)	×90/100	×90/100						
	(2) 30分以上1時間未満 (197単位)								
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (276単位)								
	(4) 1時間30分以上 (346単位に30分を増すごとに+70単位)								
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (105単位)	×90/100	×90/100						
	(2) 30分以上1時間未満 (197単位)								
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (276単位)								
	(4) 1時間30分以上 (346単位に30分を増すごとに+70単位)								
ホ 通院等乗降介助 (100単位)									
初回加算 (1月につき200単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)									

○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害者等の場合	注 障害程度区分6に該当する者の場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)
イ 1時間未満	(183単位)	+15/100	+7.5/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算
ロ 1時間以上1時間30分未満	(274単位)							
ハ 1時間30分以上2時間未満	(365単位)							
ニ 2時間以上2時間30分未満	(456単位)							
ホ 2時間30分以上3時間未満	(547単位)							
ヘ 3時間以上3時間30分未満	(638単位)							
ト 3時間30分以上4時間未満	(729単位)							
チ 4時間以上8時間未満	(814単位に30分を増すごとに+85単位)							
リ 8時間以上12時間未満	(1,495単位に30分を増すごとに+86単位)							
ヌ 12時間以上16時間未満	(2,178単位に30分を増すごとに+81単位)							
ル 16時間以上20時間未満	(2,831単位に30分を増すごとに+86単位)							
ヲ 20時間以上24時間未満	(3,514単位に30分を増すごとに+81単位)							
移動介護加算				×200/100				
イ 1時間未満	(100単位を加算)							
ロ 1時間以上1時間30分未満	(125単位を加算)							
ハ 1時間30分以上2時間未満	(150単位を加算)							
ニ 2時間以上2時間30分未満	(175単位を加算)							
ホ 2時間30分以上3時間未満	(200単位を加算)							
ヘ 3時間以上	(250単位を加算)							
初回加算	(1月につき200単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)							

○行動援護サービス費

基本部分	注 従事者の要件が基準に満たない場合	注 2人の行動援護従事者による場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)
イ 30分未満 (254単位)	× 70 / 100	× 200 / 100			
ロ 30分以上1時間未満 (402単位)					
ハ 1時間以上1時間30分未満 (584単位)					
ニ 1時間30分以上2時間未満 (732単位)					
ホ 2時間以上2時間30分未満 (880単位)			特定事業所加算(Ⅰ) +20 / 100		
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,028単位)			特定事業所加算(Ⅱ) +10 / 100	+15 / 100	
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,176単位)			特定事業所加算(Ⅲ) +10 / 100		
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,324単位)					
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,472単位)					
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (1,620単位)					
ル 5時間以上5時間30分未満 (1,768単位)					
ヲ 5時間30分以上6時間未満 (1,916単位)					
ワ 6時間以上6時間30分未満 (2,064単位)					
カ 6時間30分以上7時間未満 (2,212単位)					
コ 7時間以上7時間30分未満 (2,360単位)					
ク 7時間30分以上 (2,508単位)			1回につき100単位を加算		
初回加算 (1月につき200単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)					

○療養介護サービス費

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護職員、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	療養介護計画が作成されない場合	
イ 療養介護サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下	(904単位)	× 965 / 1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100
	(2) 定員41人以上60人以下	(885単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(868単位)				
	(4) 定員81人以上	(857単位)				
ロ 療養介護サービス費(Ⅱ)	(1) 定員40人以下	(659単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下	(629単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(604単位)				
	(4) 定員81人以上	(591単位)				
ハ 療養介護サービス費(Ⅲ)	(1) 定員40人以下	(521単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下	(495単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(484単位)				
	(4) 定員81人以上	(476単位)				
ニ 療養介護サービス費(Ⅳ)	(1) 定員40人以下	(417単位)	× 965 / 1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100
	(2) 定員41人以上60人以下	(385単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(371単位)				
	(4) 定員81人以上	(362単位)				
ホ 療養介護サービス費(Ⅴ)	(1) 定員40人以下	(417単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下	(385単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(371単位)				
	(4) 定員81人以上	(362単位)				
地域移行加算		(入院中1回、退院後1回を限度として、500単位を加算)				
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき7単位を加算)					
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき4単位を加算)					

○生活介護サービス費

基本部分			注	注			
			地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合	
イ 生活介護サービス費	(一)定員20人以下	(1) 区分6	(1,299単位)	× 965 / 1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100
		(2) 区分5	(981単位)				
		(3) 区分4	(703単位)				
		(4) 区分3	(635単位)				
		(5) 区分2以下	(583単位)				
	(二)定員21人以上40人以下	(1) 区分6	(1,170単位)				
		(2) 区分5	(884単位)				
		(3) 区分4	(633単位)				
		(4) 区分3	(572単位)				
		(5) 区分2以下	(525単位)				
	(三)定員41人以上60人以下	(1) 区分6	(1,138単位)				
		(2) 区分5	(854単位)				
		(3) 区分4	(604単位)				
		(4) 区分3	(538単位)				
		(5) 区分2以下	(494単位)				
	(四)定員61人以上80人以下	(1) 区分6	(1,090単位)				
		(2) 区分5	(825単位)				
		(3) 区分4	(589単位)				
		(4) 区分3	(533単位)				
		(5) 区分2以下	(481単位)				
(五)定員81人以上	(1) 区分6	(1,076単位)					
	(2) 区分5	(811単位)					
	(3) 区分4	(576単位)					
	(4) 区分3	(518単位)					
	(5) 区分2以下	(466単位)					
ロ 基準該当生活介護サービス費	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	(728単位)					
	(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	(884単位)					
人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1. 7:1)	(一)定員60人以下 (二)定員61人以上	(1日につき265単位を加算) (1日につき246単位を加算)	× 965 / 1000			
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2:1)	(一)定員60人以下 (二)定員61人以上	(1日につき181単位を加算) (1日につき166単位を加算)				
	ハ 人員配置体制加算(Ⅲ) (2. 5:1)	(一)定員60人以下 (二)定員61人以上	(1日につき51単位を加算) (1日につき44単位を加算)				
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)		(1日につき10単位を加算)				
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)		(1日につき6単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			(1日につき41単位を加算)				
初期加算			(1日につき30単位を加算)				
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	□	(1)1時間未満 (2)1時間以上	(1回につき187単位を加算) (1回につき280単位を加算)				
欠席時対応加算			(1日につき94単位を加算)				
リハビリテーション加算			(1日につき20単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)				
食事提供体制加算			(1日につき42単位を加算)				

○児童デイサービス費

基本部分	
イ 児童デイサービス費 (I)	(1) 定員10人以下 (828単位)
	(2) 定員11人以上20人以下 (558単位)
	(3) 定員21人以上 (435単位)
ロ 児童デイサービス費 (II)	(1) 定員10人以下 (689単位)
	(2) 定員11人以上20人以下 (465単位)
	(3) 定員21人以上 (349単位)

注			
利用者の数が利用定員を超える場合	又は 指導員若しくは保育士又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	児童デイサービス計画又は基準該当児童デイサービス計画が作成されない場合	指導員加配加算
× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	1日につき+193単位
			1日につき+129単位
			1日につき+77単位
			1日につき+193単位
			1日につき+129単位
			1日につき+77単位

福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算 (I) (1日につき10単位を加算)
	福祉専門職員配置等加算 (II) (1日につき6単位を加算)

家庭連携加算 (月4回を限度)	(1) 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	(2) 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1) 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	(2) 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算	(1回につき 94単位を加算)
---------	-------------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算 (I) (1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算 (II) (1日につき 250単位を加算)

送迎加算	(片道につき 54単位を加算)
------	-------------------

利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
-----------------------	--------------------

○短期入所サービス費

基本部分		
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (890単位)
		(二) 区分5 (757単位)
		(三) 区分4 (624単位)
		(四) 区分3 (562単位)
		(五) 区分1・2 (490単位)
	(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (581単位)
		(二) 区分5 (509単位)
		(三) 区分4 (307単位)
		(四) 区分3 (231単位)
		(五) 区分1・2 (166単位)
	(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (757単位)
		(二) 区分2 (593単位)
		(三) 区分1 (490単位)
	(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (509単位)
		(二) 区分2 (269単位)
		(三) 区分1 (166単位)
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ) (2,600単位)	
	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ) (2,400単位)	
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ) (1,400単位)	
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) (2,480単位)	
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) (2,270単位)	
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) (1,300単位)	
ニ 基準該当短期入所サービス費	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) (757単位)	
	(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) (231単位)	

注	
利用者の数が利用定員を超える場合	従業員の数 又は 従業員が基準に満たない場合
× 70 / 100	× 70 / 100

短期利用加算 (1日につき30単位を加算)

重度障害者支援加算 (1日につき50単位を加算)

単独型加算 (1日につき130単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算)

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)

食事提供体制加算 (1日につき 68単位を加算)

：平成23年6月からの新設単価

○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分

イ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合
ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合

基本部分		注	注	注
イ(1)居宅介護、重度訪問介護、行動支援、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援(1日につき12時間を超えない範囲)	4時間につき	(800単位)		
イ(2) 居宅介護、重度訪問介護、行動支援、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援(1日につき12時間を超える範囲)	4時間につき	(780単位)	× 200 / 100	夜間もしくは早朝の場合 + 25 / 100 深夜の場合 + 50 / 100
ロ 短期入所	1日につき	(890単位)		
ハ 共同生活介護	1日につき	(959単位)		
				+15 / 100

○共同生活介護サービス費

基本部分		注	
		大規模住居減算	世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合
イ 共同生活介護サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	(645単位)	x70/100
	(2) 区分5	(528単位)	
	(3) 区分4	(449単位)	
	(4) 区分3	(383単位)	
	(5) 区分2	(294単位)	
ロ 共同生活介護サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	(594単位)	x95/100
	(2) 区分5	(477単位)	
	(3) 区分4	(398単位)	
	(4) 区分3	(332単位)	
	(5) 区分2	(243単位)	
ハ 共同生活介護サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	(561単位)	x95/100
	(2) 区分5	(444単位)	
	(3) 区分4	(365単位)	
	(4) 区分3	(299単位)	
	(5) 区分2	(210単位)	
ニ 共同生活介護サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	(675単位)	x95/100
	(2) 区分5	(558単位)	
	(3) 区分4	(479単位)	
	(4) 区分3	(413単位)	
	(5) 区分2	(324単位)	
ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費		(142単位)	
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	世話人配置4:1の場合	(1) 区分6	(434単位)
		(2) 区分5	(388単位)
		(3) 区分4	(356単位)
	世話人配置5:1の場合	(1) 区分6	(383単位)
		(2) 区分5	(337単位)
		(3) 区分4	(305単位)
	世話人配置6:1の場合	(1) 区分6	(350単位)
		(2) 区分5	(304単位)
		(3) 区分4	(272単位)

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき7単位を加算)
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき4単位を加算)

夜間支援体制加算	(一) 夜間支援対象利用者4人以下	(1) 区分5、6	(1日につき314単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき164単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき107単位を加算)
	(二) 夜間支援対象利用者5人	(1) 区分5、6	(1日につき273単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき137単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき98単位を加算)
	(三) 夜間支援対象利用者6人	(1) 区分5、6	(1日につき238単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき119単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき89単位を加算)
	(四) 夜間支援対象利用者7人	(1) 区分5、6	(1日につき216単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき99単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき75単位を加算)
	(五) 夜間支援対象利用者8人~10人	(1) 区分5、6	(1日につき171単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき81単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき59単位を加算)
	(六) 夜間支援対象利用者11人~13人	(1) 区分5、6	(1日につき115単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき52単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき37単位を加算)
	(七) 夜間支援対象利用者14人~16人	(1) 区分5、6	(1日につき100単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき37単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき23単位を加算)
	(八) 夜間支援対象利用者17人~20人	(1) 区分5、6	(1日につき89単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき26単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき14単位を加算)
	(九) 夜間支援対象利用者21人以上30人以下	(1) 区分5、6	(1日につき78単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき15単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき5単位を加算)

重度障害者支援加算	(1日につき26単位を加算)
-----------	----------------

日中支援加算	イ 区分4、5、6	(1日につき539単位を加算)
	ロ 区分2、3	(1日につき270単位を加算)

自立生活支援加算	(支援を行った日から180日を限度として、1日につき14単位を加算)
----------	------------------------------------

入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき561単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき1,122単位を加算)

帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき374単位を加算)

長期入院時支援特別加算	イ ロ以外	(1日につき122単位を加算)
	ロ 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合	(1日につき76単位を加算)

長期帰宅時支援加算	イ ロ以外	(1日につき40単位を加算)
	イ 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合	(1日につき25単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)

地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)
----------------	-----------------

○施設入所支援サービス費

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 生活支援員の員数が基準に満たない場合 施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合						
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (400単位) (2) 区分5 (328単位) (3) 区分4 (256単位) (4) 区分3 (180単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (115単位)	×965/1000	×70/100	×95/100	×95/100				
ロ 定員41人以上60人以下	(1) 区分6 (309単位) (2) 区分5 (249単位) (3) 区分4 (188単位) (4) 区分3 (138単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (99単位)								
ハ 定員61人以上80人以下	(1) 区分6 (255単位) (2) 区分5 (207単位) (3) 区分4 (158単位) (4) 区分3 (121単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (92単位)								
ニ 定員81人以上	(1) 区分6 (231単位) (2) 区分5 (186単位) (3) 区分4 (141単位) (4) 区分3 (109単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (88単位)								
夜勤職員配置体制加算	(1) 定員21人以上定員40人以下 (1日につき38単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき30単位を加算) (3) 定員61人以上 (1日につき25単位を加算)					×965/1000			
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき 28単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1) 人員配置1.7:1以上 (一) 区分6 (1日につき 10単位を加算) (二) 区分5 (1日につき 198単位を加算) (三) 区分4 (1日につき 440単位を加算) (四) 区分3 (1日につき 538単位を加算) (2) 人員配置2:1以上 (一) 区分6 (1日につき 20単位を加算) (二) 区分5 (1日につき 255単位を加算) (三) 区分4 (1日につき 496単位を加算) (四) 区分3 (1日につき 594単位を加算) (3) 人員配置2.5:1以上 (一) 区分6 (1日につき 78単位を加算) (二) 区分5 (1日につき 343単位を加算) (三) 区分4 (1日につき 585単位を加算) (四) 区分3 (1日につき 683単位を加算) (4) 上記(1)～(3)以外の場合 (一) 区分6 (1日につき 130単位を加算) (二) 区分5 (1日につき 395単位を加算) (三) 区分4 (1日につき 637単位を加算) (四) 区分3 (1日につき 735単位を加算)					注 一定の条件を満たす場合 +22単位 注: 加算の算定を開始した日から 起算して90日以内 +700単位			
夜間看護体制加算	(1日につき60単位を加算)								
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)								
土日等日中支援加算	(1日につき90単位を加算)								
入院・外泊時加算	(1) 定員60人以下 (1日につき 320単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき 272単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき 247単位を加算)					×965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定		
長期入院等支援加算	(1) 定員60人以下 (1日につき 160単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき 136単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき 123単位を加算)					×965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時支援特別加算と選択することとし、併給不可		
入院時支援特別加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)						注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可		
地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)								
地域生活移行個別支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) (1日につき12単位を加算) ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) (1日につき306単位を加算)								
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1) 定員40人以下 (1日につき 27単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算) (3) 定員61人以上80人以下 (1日につき 15単位を加算) (4) 定員81人以上 (1日につき 12単位を加算) ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1) 定員40人以下 (1日につき 15単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算) (3) 定員61人以上80人以下 (1日につき 8単位を加算) (4) 定員81人以上 (1日につき 6単位を加算)								
栄養マネジメント加算	(1日につき10単位を加算)								
経口移行加算	(1日につき28単位を加算)								
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき5単位を加算)								
療養食加算	(1日につき23単位を加算)								

○機能訓練サービス費

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (785単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
	(2) 定員21人以上40人以下 (701単位)					
	(3) 定員41人以上60人以下 (667単位)					
	(4) 定員61人以上80人以下 (639単位)					
	(5) 定員81人以上 (601単位)					
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (254単位)					
	(2) 1時間以上 (584単位)					
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (750単位)					
ハ 基準該当機能訓練サービス費 (785単位)						
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)					
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算						(1日につき 41単位を加算)
初期加算						(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)
欠席時対応加算						(1日につき 94単位を加算)
リハビリテーション加算						(1日につき 20単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)						(1回につき 150単位を加算)
食事提供体制加算						(1日につき 42単位を加算)

○生活訓練サービス費

基本部分		注	注				
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	(748単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
	(2) 定員21人以上40人以下	(668単位)					
	(3) 定員41人以上60人以下	(635単位)					
	(4) 定員61人以上80人以下	(609単位)					
	(5) 定員81人以上	(572単位)					
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満	(254単位)					
	(2) 1時間以上	(584単位)					
ニ 基準該当生活訓練サービス費		(748単位)					
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)					
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 41単位を加算)					
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
欠席時対応加算		(1日につき) 94単位を加算)					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 500単位を加算)					
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 250単位を加算)					
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ)	(1日につき 180単位を加算)					
	ロ 短期滞在加算(Ⅱ)	(1日につき 115単位を加算)					
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	(1日につき 180単位を加算)					
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき 115単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき 68単位を加算)					
	ロ 食事提供体制加算(Ⅱ)	(1日につき 42単位を加算)					

○宿泊型自立訓練サービス費

基本部分	
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合 (270単位) (2) 利用期間が2年を越える場合 (162単位)
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき7単位を加算) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき4単位を加算)
地域移行支援体制強化加算	(1日につき 55単位を加算)
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)
日中支援加算	(1日につき270単位を加算)
通勤者生活支援加算	(1日につき18単位を加算)
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき 561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき 374単位を加算)
長期入院時支援特別加算	(1日につき 76単位を加算単位)
長期帰宅時支援加算	(1日につき 25単位を加算単位)
地域移行加算	(利用中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)

注		
利用者の数が利用定員を超える場合	又は 生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合
×70/100	×70/100	×95/100

○就労移行支援サービス費

基本部分		注	注				
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(850単位) (759単位) (727単位) (683単位) (647単位)	x965/1000	x70/100	x70/100	x95/100	x95/100
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算) (1日につき6単位を加算)					
就労支援関係研修了加算		(1日につき 11単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 41単位を加算)					
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 ロ 1時間以上	(1回につき 187単位を加算) (1回につき 280単位を加算)					
欠席時対応加算		(1日につき 94単位を加算)					
就労移行支援体制加算	(1) 定着率が5分以上1割5分未満の場合 (2) 定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (3) 定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (4) 定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (5) 定着率が4割5分以上の場合	(1日につき 21単位を加算) (1日につき 48単位を加算) (1日につき 82単位を加算) (1日につき 126単位を加算) (1日につき 189単位を加算)					
施設外就労加算		(1日につき 100単位を加算)					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 500単位を加算) (1日につき 250単位を加算)					
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき 180単位を加算) (1日につき 115単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算		(1日につき 42単位を加算)					

○就労移行支援(養成)サービス費

基本部分

□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	(1)定員20人以下	(533単位)
	(2)定員21人以上40人以下	(476単位)
	(3)定員41人以上60人以下	(446単位)
	(4)定員61人以上80人以下	(435単位)
	(5)定員81人以上	(421単位)

注
地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合

注			
利用者の数が利用定員を超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
x70/100	x70/100	x95/100	x95/100

x965/1000

福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき6単位を加算)

就労支援関係研修了加算	(1日につき 11単位を加算)
-------------	-------------------

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)
------------------	-------------------

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)
------	------------------------------------

訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)

欠席時対応加算	(1日につき 94単位を加算)
---------	-------------------

就労移行支援体制加算	(1) 定着率が5分以上1割5分未満の場合	(1日につき 21単位を加算)
	(2) 定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	(1日につき 48単位を加算)
	(3) 定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	(1日につき 82単位を加算)
	(4) 定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	(1日につき 126単位を加算)
	(5) 定着率が4割5分以上の場合	(1日につき 189単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 250単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
----------------------	--------------------

食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)
----------	-------------------

○就労継続支援A型サービス費

基本部分		注	注		
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 又は	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合
イ 就労継続支援A型サービス費 (I) (7.5:1)	(1)定員20人以下 (590単位)	x965/1000	x70/100	x70/100	x95/100
	(2)定員21人以上40人以下 (527単位)				
	(3)定員41人以上60人以下 (494単位)				
	(4)定員61人以上80人以下 (485単位)				
	(5)定員81人以上 (470単位)				
ロ 就労継続支援A型サービス費 (II) (10:1)	(1)定員20人以下 (539単位)				
	(2)定員21人以上40人以下 (481単位)				
	(3)定員41人以上60人以下 (448単位)				
	(4)定員61人以上80人以下 (439単位)				
	(5)定員81人以上 (424単位)				
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(I) (1日につき10単位を加算) 福祉専門職員配置等加算(II) (1日につき6単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)				
重度者支援体制加算	(1)定員20人以下 (1日につき 56単位を加算) (2)定員21人以上40人以下 (1日につき 50単位を加算) (3)定員41人以上60人以下 (1日につき 47単位を加算) (4)定員61人以上80人以下 (1日につき 46単位を加算) (5)定員81人以上 (1日につき 45単位を加算)				
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)				
欠席時対応加算	(1日につき 94単位を加算)				
就労移行支援体制加算	(1日につき 26単位を加算)				
施設外就労加算	(1日につき 100単位を加算)				
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(I) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(II) (1日につき 250単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)				
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)				

○就労継続支援B型サービス費

基本部分		注	注		
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 又は	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合
イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) (7.5:1)	(1)定員20人以下 (590単位)	x965/1000	x70/100	x70/100	x95/100
	(2)定員21人以上40人以下 (527単位)				
	(3)定員41人以上60人以下 (494単位)				
	(4)定員61人以上80人以下 (485単位)				
	(5)定員81人以上 (470単位)				
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) (10:1)	(1)定員20人以下 (539単位)				
	(2)定員21人以上40人以下 (481単位)				
	(3)定員41人以上60人以下 (448単位)				
	(4)定員61人以上80人以下 (439単位)				
	(5)定員81人以上 (424単位)				
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費	(-)				
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき6単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)				
重度者支援体制加算	(1)定員20人以下 (1日につき 56単位を加算) (2)定員21人以上40人以下 (1日につき 50単位を加算) (3)定員41人以上60人以下 (1日につき 47単位を加算) (4)定員61人以上80人以下 (1日につき 46単位を加算) (5)定員81人以上 (1日につき 45単位を加算)				
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)				
欠席時対応加算	(1日につき 94単位を加算)				
就労移行支援体制加算	(1日につき 13単位を加算)				
目標工賃達成加算	イ 目標工賃達成加算(Ⅰ) (1日につき 26単位を加算) ロ 目標工賃達成加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算)				
目標工賃達成指導員配置加算	(1)定員20人以下 (1日につき81単位を加算) (2)定員21人以上40人以下 (1日につき72単位を加算) (3)定員41人以上60人以下 (1日につき67単位を加算) (4)定員61人以上80人以下 (1日につき66単位を加算) (5)定員81人以上 (1日につき64単位を加算)				
施設外就労加算	(1日につき 100単位を加算)				
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)				
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)				

○共同生活援助サービス費

		注	注	
基本部分		大規模住居減算	世話人又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合
イ	共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)			
	(257単位)			
ロ	共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	入居定員が8人以上 ×90/100	×70/100	×95/100
	(211単位)			
ハ	共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)			
	(181単位)			
ニ	共同生活援助サービス費(Ⅳ) (10:1)	入居定員が21人以上 ×87/100		
ホ	共同生活援助サービス費(Ⅴ) (体験利用)			
	(287単位)			
ヘ	経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費			
	(142単位)			
福祉専門職員配置等加算		福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき 7単位を加算)	
		福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
日中支援加算		(1日につき 270単位を加算)		
夜間防災体制加算	(一)利用者4人以下	(1日につき 25単位を加算)		
	(二)利用者5人	(1日につき 20単位を加算)		
	(三)利用者6人	(1日につき 16単位を加算)		
	(四)利用者7人	(1日につき 14単位を加算)		
	(五)利用者8人以上30人以下	(1日につき 12単位を加算)		
自立生活支援加算		(支援を行った日から180日を限度として、1日につき 14単位を加算)		
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき 561単位を加算)		
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき 1,122単位を加算)		
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき 187単位を加算)		
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき 374単位を加算)		
長期入院時支援特別加算		(1日につき 76単位を加算単位)		
長期帰宅時支援加算		(1日につき 25単位を加算単位)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 500単位を加算)		
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 250単位を加算)		
地域生活移行個別支援特別加算		(1日につき 670単位を加算)		

○サービス利用計画作成費

	注	注
基本部分	事業者の要件が基準に満たない場合	特別地域加算
サービス利用計画作成費(Ⅰ) (850単位)		+15/100
サービス利用計画作成費(Ⅱ) (1,000単位)	=-850単位	
特定事業所加算 (1月につき450単位)		

○旧身体障害者入所更生施設支援費

基本部分				注	注	注	注												
				地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	常勤医師加算	重度重複障害者加算												
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (1,004単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+58単位	1日につき+99単位												
			b 区分B (811単位)																
			c 区分C (694単位)																
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (728単位)					1日につき+34単位	1日につき+99単位										
			b 区分B (570単位)																
			c 区分C (441単位)																
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (682単位)							1日につき+24単位	1日につき+99単位								
			b 区分B (498単位)																
			c 区分C (363単位)																
		(四)定員91人以上	a 区分A (609単位)									1日につき+17単位	1日につき+99単位						
			b 区分B (434単位)																
			c 区分C (335単位)																
		ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合											(一)定員40人以下	a 区分A (1,045単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+58単位	1日につき+99単位
															b 区分B (852単位)				
															c 区分C (736単位)				
(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (769単位)			1日につき+34単位	1日につき+99単位														
	b 区分B (611単位)																		
	c 区分C (482単位)																		
(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (724単位)					1日につき+24単位	1日につき+99単位												
	b 区分B (539単位)																		
	c 区分C (405単位)																		
(四)定員91人以上	a 区分A (650単位)							1日につき+17単位	1日につき+99単位										
	b 区分B (476単位)																		
	c 区分C (377単位)																		
入院・外泊時加算	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設									(1)定員40人以下 (1日につき 320単位を加算)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定							
										(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 320単位を加算)									
										(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 276単位を加算)									
		(4)定員91人以上 (1日につき 238単位を加算)																	
	ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 (1日につき 320単位を加算)																	
		(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 320単位を加算)																	
		(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 280単位を加算)																	
		(4)定員91人以上 (1日につき 244単位を加算)																	
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)																			
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)																			
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算)			注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可															
	(2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)																		
長期入院等支援加算	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (160単位)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可															
		(2)定員41人以上60人以下 (160単位)																	
		(3)定員61人以上90人以下 (138単位)																	
		(4)定員91人以上 (119単位)																	
	ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 (160単位)																	
		(2)定員41人以上60人以下 (160単位)																	
		(3)定員61人以上90人以下 (140単位)																	
		(4)定員91人以上 (122単位)																	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 定員40人以下 (1日につき 50単位を加算)																		
	ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算)																		
	ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 18単位を加算)																		
	ニ 定員91人以上 (1日につき 13単位を加算)																		
リハビリテーション加算 (1日につき20単位を加算)																			
療養食加算 (1日につき23単位を加算)																			

○旧身体障害者通所更生施設支援費

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算						
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (426単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位						
			b 区分B (417単位)									
			c 区分C (406単位)									
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (581単位)				1日につき+48単位					
			b 区分B (542単位)									
			c 区分C (503単位)									
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (444単位)										
		ロ 旧指定内部障害者更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合					(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (426単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位
									b 区分B (417単位)			
c 区分C (406単位)												
(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (581単位)			1日につき+48単位								
	b 区分B (542単位)											
	c 区分C (503単位)											
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (444単位)												
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)												
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)												
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)											
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)											
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)							(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算						(1日につき 42単位を加算)						
欠席時対応加算						(1日につき94単位を加算)						
リハビリテーション加算						(1日につき20単位を加算)						

○旧身体障害者入所療護施設支援費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注			
		地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	常勤医師加算	重度重複障害者加算	遷延性意識障害者加算	筋萎縮性側索硬化症等障害者加算	神経内科医加算	看護師加算			
イ 入所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)定員10人	(一)区分A	(1,330単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+99単位	1日につき+31単位	1日につき+63単位	1日につき+44単位	1日につき+258単位		
		(二)区分B	(1,174単位)									
		(三)区分C	(1,018単位)									
	(2)定員11人以上20人以下	(一)区分A	(1,045単位)								1日につき+99単位	
		(二)区分B	(967単位)								1日につき+99単位	
		(三)区分C	(889単位)								1日につき+99単位	
	(3)定員30人以上40人以下	(一)区分A	(1,470単位)								1日につき+58単位	1日につき+99単位
		(二)区分B	(1,333単位)								1日につき+34単位	1日につき+99単位
		(三)区分C	(1,196単位)								1日につき+24単位	1日につき+99単位
	(4)定員41人以上60人以下	(一)区分A	(1,144単位)								1日につき+34単位	1日につき+99単位
		(二)区分B	(1,062単位)								1日につき+24単位	1日につき+99単位
		(三)区分C	(978単位)								1日につき+17単位	1日につき+99単位
	(5)定員61人以上90人以下	(一)区分A	(1,123単位)								1日につき+24単位	1日につき+99単位
		(二)区分B	(1,042単位)								1日につき+17単位	1日につき+99単位
		(三)区分C	(946単位)									
	(6)定員91人以上	(一)区分A	(1,023単位)									
		(二)区分B	(941単位)									
		(三)区分C	(858単位)									
入院・外泊時加算	イ 定員10人	(320単位)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定								
ロ 定員11人以上20人以下	(320単位)											
ハ 定員30人以上40人以下	(320単位)											
ニ 定員41人以上60人以下	(320単位)											
ホ 定員61人以上90人以下	(314単位)											
ヘ 定員91人以上	(282単位)											
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)											
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)											
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 561単位を加算)	(1) 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1,122単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可							
長期入院等支援加算	イ 定員10人	(160単位)			x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可						
ロ 定員11人以上20人以下	(160単位)											
ハ 定員30人以上40人以下	(160単位)											
ニ 定員41人以上60人以下	(160単位)											
ホ 定員61人以上90人以下	(157単位)											
ヘ 定員91人以上	(141単位)											
リハビリテーション加算	(1日につき20単位を加算)											
経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)											
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ)	(1日につき28単位を加算)										
	ロ 経口維持加算(Ⅱ)	(1日につき5単位を加算)										
療養食加算	(1日につき 23単位を加算)											

○旧身体障害者通所療護施設支援費

基本部分				注	注	注
				地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算
□ 通所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員4人以下	a 区分A (776単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位
			b 区分B (752単位)			1日につき+48単位
			c 区分C (728単位)			1日につき+48単位
		(二)定員5人以上10人以下	a 区分A (1,287単位)			1日につき+48単位
			b 区分B (1,276単位)			1日につき+48単位
			c 区分C (1,267単位)			1日につき+48単位
		(三)定員11人以上20人以下	a 区分A (916単位)			1日につき+48単位
			b 区分B (910単位)			1日につき+48単位
			c 区分C (905単位)			1日につき+48単位
	(2)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)区分A (987単位)	1日につき+48単位			
		(二)区分B (909単位)	1日につき+48単位			
		(三)区分C (832単位)	1日につき+48単位			
	(3)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (444単位)					
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)						
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、 2,097単位を加算)						
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)					
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)						
食事提供体制加算 (1日につき 42単位を加算)						
欠席時対応加算 (1日につき94単位を加算)						
リハビリテーション加算 (1日につき20単位を加算)						

○旧身体障害者入所授産施設支援費

基本部分				注	注	注
				地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (829単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+99単位
			b 区分B (669単位)			1日につき+99単位
			c 区分C (553単位)			1日につき+99単位
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (582単位)			1日につき+99単位
			b 区分B (484単位)			1日につき+99単位
			c 区分C (374単位)			1日につき+99単位
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (534単位)			1日につき+99単位
			b 区分B (420単位)			1日につき+99単位
			c 区分C (341単位)			1日につき+99単位
		(四)定員91人以上	a 区分A (446単位)			1日につき+99単位
			b 区分B (358単位)			1日につき+99単位
			c 区分C (288単位)			1日につき+99単位
入院・外泊時加算	イ 定員40人以下 (320単位)	ロ 定員41人以上60人以下 (320単位)	ハ 定員61人以上90人以下 (274単位)	ニ 定員91人以上 (229単位)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)						
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)						
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算)		(2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)			注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可
長期入院等支援加算	イ 定員40人以下 (160単位)	ロ 定員41人以上60人以下 (160単位)	ハ 定員61人以上90人以下 (137単位)	ニ 定員91人以上 (114単位)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 定員40人以下 (1日につき 50単位を加算)	ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算)	ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 18単位を加算)	ニ 定員91人以上 (1日につき 13単位を加算)		
療養食加算						(1日につき23単位を加算)

○旧身体障害者通所授産施設支援費

基本部分				注	注	注		
				地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算		
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a b以外の場合	i 区分A (426単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位	
				ii 区分B (417単位)			1日につき+48単位	
				iii 区分C (406単位)			1日につき+48単位	
			b 分場において行う場合	i 区分A (542単位)			1日につき+48単位	
				ii 区分B (501単位)			1日につき+48単位	
				iii 区分C (461単位)			1日につき+48単位	
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (581単位)	1日につき+48単位				
			b 区分B (542単位)	1日につき+48単位				
			c 区分C (503単位)	1日につき+48単位				
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合 (444単位)		1日につき+48単位				
	ロ 旧指定特定身体障害者通所授産施設	(1)(2)以外の場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人			i 区分A (729単位)	1日につき+48単位
							ii 区分B (691単位)	1日につき+48単位
				iii 区分C (610単位)	1日につき+48単位			
b 定員21人以上40人以下				i 区分A (572単位)	1日につき+48単位			
				ii 区分B (547単位)	1日につき+48単位			
				iii 区分C (521単位)	1日につき+48単位			
c 定員41人以上60人以下			i 区分A (457単位)	1日につき+48単位				
			ii 区分B (442単位)	1日につき+48単位				
			iii 区分C (409単位)	1日につき+48単位				
d 定員61人以上			i 区分A (395単位)	1日につき+48単位				
			ii 区分B (383単位)	1日につき+48単位				
			iii 区分C (360単位)	1日につき+48単位				
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (987単位)	1日につき+48単位			
			ii 区分B (909単位)	1日につき+48単位				
			iii 区分C (832単位)	1日につき+48単位				
b 定員21人以上40人以下			i 区分A (765単位)	1日につき+48単位				
		ii 区分B (713単位)	1日につき+48単位					
		iii 区分C (661単位)	1日につき+48単位					
c 定員41人以上60人以下		i 区分A (633単位)	1日につき+48単位					
		ii 区分B (602単位)	1日につき+48単位					
		iii 区分C (571単位)	1日につき+48単位					
d 定員61人以上		i 区分A (536単位)	1日につき+48単位					
		ii 区分B (514単位)	1日につき+48単位					
		iii 区分C (492単位)	1日につき+48単位					
	(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合 (444単位)		1日につき+48単位					
(2)分場において行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (542単位)	1日につき+48単位					
		b 区分B (501単位)	1日につき+48単位					
		c 区分C (461単位)	1日につき+48単位					
	(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (581単位)	1日につき+48単位					
		b 区分B (542単位)	1日につき+48単位					
		c 区分C (503単位)	1日につき+48単位					
(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合 (444単位)		1日につき+48単位						
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)								
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、2097単位を加算)								
訪問支援特別加算(月2回を限度)		イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)						
		ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)								
食事提供体制加算 (1日につき 42単位を加算)								
欠席時対応加算 (1日につき94単位を加算)								

○旧知的障害者入所更生施設支援費

基本部分				注	注	注	注	
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員10人	a b以外の場合	i 区分A (634単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+99単位	強度行動障害者特別支援加算 区分A 1日につき+481単位 区分B 1日につき+565単位 区分C 1日につき+722単位 注:加算の算定を開始した日から起算して90日以内+700単位
			b 当該施設が主たる施設である場合	ii 区分B (582単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (530単位)			1日につき+99単位	
				i 区分A (1,329単位)			1日につき+99単位	
				ii 区分B (1,277単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (1,226単位)			1日につき+99単位	
		(二)定員11人以上20人以下		a b以外の場合			i 区分A (607単位)	
			b 当該施設が主たる施設である場合	ii 区分B (581単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (555単位)			1日につき+99単位	
				i 区分A (915単位)			1日につき+99単位	
				ii 区分B (889単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (863単位)			1日につき+99単位	
		(三)定員30人以上40人以下		a 区分A (866単位)			1日につき+99単位	
			b 区分B (778単位)	1日につき+99単位				
			c 区分C (651単位)	1日につき+99単位				
		(四)定員41人以上60人以下	a 区分A (817単位)	1日につき+99単位				
			b 区分B (731単位)	1日につき+99単位				
			c 区分C (570単位)	1日につき+99単位				
		(五)定員61人以上90人以下	a 区分A (747単位)	1日につき+99単位				
			b 区分B (662単位)	1日につき+99単位				
			c 区分C (546単位)	1日につき+99単位				
		(六)定員91人以上	a 区分A (676単位)	1日につき+99単位				
			b 区分B (584単位)	1日につき+99単位				
			c 区分C (487単位)	1日につき+99単位				
入院・外泊時加算	イ 定員10人 (1日につき 320単位を加算)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定					
ロ 定員11人以上20人以下 (1日につき 320単位を加算)								
ハ 定員30人以上40人以下 (1日につき 320単位を加算)								
ニ 定員41人以上60人以下 (1日につき 320単位を加算)								
ホ 定員61人以上90人以下 (1日につき 288単位を加算)								
ヘ 定員91人以上 (1日につき 252単位を加算)								
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)							
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2097単位を加算)							
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算)						
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算)						
入院時特別支援加算(月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 561単位を加算)						
	(2) 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1122単位を加算)						
長期入院等支援加算	イ 定員10人 (1日につき 160単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することし、併給不可					
	ロ 定員11人以上20人以下 (1日につき 160単位を加算)							
	ハ 定員30人以上40人以下 (1日につき 160単位を加算)							
	ニ 定員41人以上60人以下 (1日につき 160単位を加算)							
	ホ 定員61人以上90人以下 (1日につき 144単位を加算)							
	ヘ 定員91人以上 (1日につき 126単位を加算)							
療養食加算	(1日につき23単位を加算)							

○旧知的障害者通所更生施設支援費

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算								
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (581単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位								
			b 区分B (542単位)											
			c 区分C (503単位)											
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (426単位)				1日につき+48単位							
			b 区分B (417単位)											
			c 区分C (406単位)											
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (444単位)						1日につき+48単位						
		ロ 旧指定知的障害者通所更生施設	(1)(2)以外の場合						(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (945単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位
											ii 区分B (870単位)			
	iii 区分C (757単位)													
b 定員21人以上40人以下	i 区分A (737単位)			1日につき+48単位										
	ii 区分B (686単位)													
	iii 区分C (585単位)													
c 定員41人以上60人以下	i 区分A (616単位)				1日につき+48単位									
	ii 区分B (587単位)													
	iii 区分C (526単位)													
d 定員61人以上	i 区分A (524単位)			1日につき+48単位										
	ii 区分B (502単位)													
	iii 区分C (460単位)													
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (729単位)	1日につき+48単位											
		ii 区分B (691単位)												
		iii 区分C (610単位)												
	b 定員21人以上40人以下	i 区分A (572単位)		1日につき+48単位										
	ii 区分B (547単位)													
	iii 区分C (521単位)													
c 定員41人以上60人以下	i 区分A (457単位)	1日につき+48単位												
	ii 区分B (442単位)													
	iii 区分C (409単位)													
d 定員61人以上	i 区分A (395単位)		1日につき+48単位											
	ii 区分B (383単位)													
	iii 区分C (360単位)													
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (444単位)				1日につき+48単位										
(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (581単位)	1日につき+48単位											
		b 区分B (542単位)												
		c 区分C (503単位)												
	(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (542単位)			1日につき+48単位									
		b 区分B (501単位)												
		c 区分C (461単位)												
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (444単位)														
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)														
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、2097単位を加算)														
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)												
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)												
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)				(1回につき 150単位を加算)										
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上60人以下	(1日につき 30単位を加算)											
		(二)定員61人以上	(1日につき 21単位を加算)											
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上60人以下	(1日につき 16単位を加算)											
		(二)定員61人以上	(1日につき 11単位を加算)											
食事提供体制加算				(1日につき 42単位を加算)										
欠席時対応加算				(1日につき94単位を加算)										

○旧知的障害者入所授産施設支援費

基本部分				注	注	注
				地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算
イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (848単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+99単位
			b 区分B (794単位)			1日につき+99単位
			c 区分C (704単位)			1日につき+99単位
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (741単位)			1日につき+99単位
			b 区分B (698単位)			1日につき+99単位
			c 区分C (611単位)			1日につき+99単位
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (645単位)			1日につき+99単位
			b 区分B (622単位)			1日につき+99単位
			c 区分C (560単位)			1日につき+99単位
		(四)定員91人以上	a 区分A (582単位)			1日につき+99単位
			b 区分B (545単位)			1日につき+99単位
			c 区分C (485単位)			1日につき+99単位
入院・外泊時加算		イ 定員40人以下 (1日につき 320単位を加算)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定		
		ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 320単位を加算)				
		ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 283単位を加算)				
		ニ 定員91人以上 (1日につき 246単位を加算)				
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)						
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、2097単位を加算)						
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算)					
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算)					
入院時特別支援加算(月1回を限度)		(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可			
		(2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1122単位を加算)				
長期入院等支援加算		イ 定員40人以下 (1日につき 160単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可		
		ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 160単位を加算)				
		ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 141単位を加算)				
		ニ 定員91人以上 (1日につき 123単位を加算)				
療養食加算 (1日につき23単位を加算)						

○旧知的障害者通所授産施設支援費

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算					
イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (581単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位					
			b 区分B (542単位)								
			c 区分C (503単位)								
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a b以外の場合				i 区分A (426単位)	1日につき+48単位			
							ii 区分B (417単位)				
							iii 区分C (406単位)				
			b 分場において行う場合				i 区分A (542単位)		1日につき+48単位		
							ii 区分B (501単位)				
							iii 区分C (461単位)				
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (444単位)					1日につき+48単位				
		ロ 旧指定特定知的障害者通所授産施設	(1)(2)以外の場合					(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (987単位)	1日につき+48単位
									b 定員21人以上40人以下	ii 区分B (909単位)	
iii 区分C (832単位)											
i 区分A (765単位)	1日につき+48単位										
ii 区分B (713単位)											
iii 区分C (661単位)											
c 定員41人以上60人以下	i 区分A (633単位)					1日につき+48単位					
	ii 区分B (602単位)										
	iii 区分C (571単位)										
d 定員61人以上	i 区分A (536単位)					1日につき+48単位					
	ii 区分B (514単位)										
	iii 区分C (492単位)										
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (729単位)	1日につき+48単位								
		ii 区分B (691単位)									
		iii 区分C (610単位)									
	b 定員21人以上40人以下	i 区分A (572単位)		1日につき+48単位							
		ii 区分B (547単位)									
		iii 区分C (521単位)									
	c 定員41人以上60人以下	i 区分A (457単位)		1日につき+48単位							
		ii 区分B (442単位)									
d 定員61人以上	iii 区分C (409単位)	1日につき+48単位									
	i 区分A (395単位)										
	ii 区分B (383単位)										
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (444単位)			1日につき+48単位								
(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (581単位)		1日につき+48単位							
		b 区分B (542単位)									
		c 区分C (503単位)									
	(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (542単位)			1日につき+48単位						
		b 区分B (501単位)									
		c 区分C (461単位)									
	(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (444単位)										
	入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)										
	退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、 2097単位を加算)										
	訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)									
		ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)									
	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)										
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算)									
		(二)定員61人以上 (1日につき 21単位を加算)									
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上60人以下 (1日につき 16単位を加算)									
		(二)定員61人以上 (1日につき 11単位を加算)									
食事提供体制加算 (1日につき 42単位を加算)											
欠席時対応加算 (1日につき94単位を加算)											

○旧知的障害者通勤寮支援費

		注	注
基本部分		地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通勤寮の場合	利用者の数が利用定員を超える場合
イ 区分A	(303単位)	x965/1000	x70/100
ロ 区分B	(279単位)		
ハ 区分C	(256単位)		
入院・外泊時加算 (1日につき122単位を加算)		x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり の単位を算定
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)			
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、2097単位を加算)			
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が5日未満 (1回につき 561単位を加算)		注 長期入院等支援加算と 選択することとし、併給不可
	(2) 8日を超える入院期間が5日以上 (1回につき 1122単位を加算)		
長期入院等支援加算 (1日につき122単位を加算)		x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり の単位を算定 注 入院時特別支援加算と 選択することとし、併給不可
食事提供体制加算 (1日につき68単位を加算)			